

第27回岩手県文化芸術振興審議会

日 時：令和元年9月5日（木）

午後2時00分から

場 所：岩手県民会館 第2会議室

1 開 会

○菅原文化振興課文化芸術担当課長 ただいまから第27回岩手県文化芸術振興審議会を開催いたします。

私は、文化スポーツ部文化振興課文化芸術担当課長の菅原と申します。よろしくお願いいたします。議事までの間、便宜進行を務めさせていただきます。

本日御出席いただいている委員は、委員総数16名のうち10名でございます。定足数を満たしておりますので、岩手県文化芸術振興基本条例第24条第2項の規定により、会議が成立しておりますことを御報告申し上げます。

なお、飯森委員、木村委員、柴田委員、長坂委員、中嶋委員、渡辺委員は御都合により御欠席の旨、御連絡をいただいておりますので、御報告いたします。

2 挨拶

○菅原文化振興課文化芸術担当課長 それでは、開会に当たりまして、菊池文化スポーツ部長から挨拶を申し上げます。

○菊池文化スポーツ部長 こんにちは。まずもって、何かとお忙しいところ委員の皆様にお集まりいただきまして、ありがとうございます。また、日ごろより本県の文化芸術振興に関しまして特段の御高配と日ごろからの御協力、御支援を賜りまして、改めて感謝申し上げます。

前回の審議会は6月でございましたが、現行の指針の改訂につきまして御議論いただきまして、その考え方、方向性等についていろいろと皆様方のお考えやら今後の課題等についてお示しいただいたものと受けとめております。本日は、その改訂に向けた作業の一環でもございますが、これまでの本県の文化芸術振興に係る施策の実施状況、また今後の改訂後の新しい指針の骨子案につきまして事務局のほうでお示しいたしまして、またいろいろと御協議いただきたいと思っておりますのでございます。

なお、あらかじめお手元に協議資料につきましてお配りしまして、いろいろ委員の皆様方それぞれお考え等まとめられ、あるいはいろいろ指摘すべき事項等チェックしていただく猶予をしっかりとっての事前の資料送付、送らせていただくということを心がけていたのですが、直前になってしまいまして、まことに申しわけございません。本日の協議で全

をつまびらかにいろいろ協議していただくというよりは、今日の我々事務局の説明も踏まえて、次回に向けて、あるいは最終的なステージに向けていろいろとお考えいただき、御意見いただければと思っておりますので、きょうはその最初のスタートということで御容赦願いたいと思います。

前回の審議会でもさまざまな御意見、たくさんいただいたところございまして、本日もまた皆様方のさまざまな識見、お考え等を賜ればと思っておりますので、どうぞよろしく願いいたします。

3 新任委員紹介

○菅原文化振興課文化芸術担当課長 続きまして、新任委員の紹介に入ります。

菅野洋樹委員の御退任に伴いまして、8月1日から本審議会の委員に就任されました公益財団法人岩手県文化振興事業団理事長の高橋嘉行委員でございます。

○高橋嘉行委員 高橋でございます。6月から県文化振興事業団のほうに勤めさせていただいております。この委員としての職責をしっかりと果たしていきたいというように存じますので、どうかよろしく願いいたします。ありがとうございました。

○菅原文化振興課文化芸術担当課長 ありがとうございます。

4 副会長の選出

○菅原文化振興課文化芸術担当課長 次に、副会長の選出に入らせていただきます。

副会長を務められておりました菅野洋樹委員の御退任に伴い、今回副会長の選出が必要となります。審議会条例第23条第1項の規定によりまして、副会長は委員の互選によることとなっております。

互選の方法等につきまして、何か御意見等はございませんでしょうか。

○五日市健委員 事務局で何か案があれば、提示していただければ話が進めやすいと思います。

○菅原文化振興課文化芸術担当課長 ただいま五日市委員のほうから事務局でというお話がございました。

ただいま委員からお話がありましたとおり、事務局案をお示しすることとしてよろしい

でしょうか。

(「異議なし」の声)

○菅原文化振興課文化芸術担当課長 ありがとうございます。

それでは、事務局といたしましては、副会長には公益財団法人岩手県文化振興事業団理事長の高橋委員をお願いしたいと考えておりますが、いかがでしょうか。

(「異議なし」の声)

○菅原文化振興課文化芸術担当課長 御異議がないようですので、副会長には高橋委員をお願いいたします。

ここで副会長に選任されました高橋委員から一言御挨拶をお願いいたします。

○高橋嘉行委員 それでは、重ねて時間を頂戴いたしまして、大変申しわけございませぬ。僭越ですけれども、副会長をお引き受けさせていただきたいというように存じます。どうぞよろしく申し上げます。

○菅原文化振興課文化芸術担当課長 ありがとうございます。

5 協 議

(1) 岩手県文化芸術振興指針に基づく取組状況について

(2) 次期指針の骨子(案)について

- ① 前回審議会におけるご意見と対応方向について
- ② 指針の骨子(案)の説明
- ③ 意見交換

(3) 市町村・文化芸術団体等との意見交換会の実施について

○菅原文化振興課文化芸術担当課長 それでは、本日の会議の概要について御説明いたします。次第を見ながら御説明させていただきたいと思っております。

本日の第27回審議会では、次期指針の骨子案について御協議いただきたいと思いますと考えております。簡単に進行について御説明いたします。先ほど部長からも申し上げましたが、まず最初に岩手県文化芸術振興指針に基づく取組状況について、資料1により、現行指針の取組状況について事務局から御説明します。この項目に係る御質問はここでお願いしたいと存じます。

続きまして2番、次期指針の骨子案についてでございます。①から③まで記載がございますけれども、まず前回審議会における御意見と対応方向及び骨子(案)につきまして一

括で事務局から御説明いたします。その後、委員の皆様から御意見をいただければと考えております。

最後、3番、市町村・文化芸術団体等との意見交換会の実施についてでございますが、こちらについては意見交換会の日程が固まりましたので、御報告申し上げるものでございます。本日の進め方については以上でございます。

続きまして、協議に入りますけれども、条例第23条第2項の規定によりまして、会長が議長となることになっておりますので、以後の進行は佐々木会長にお願いいたします。よろしく申し上げます。

○佐々木民夫会長 それでは、会議の次第によりまして進めてまいりたいと思います。予定は16時までをめどにと思っておりますので、よろしく御協力いただきたいと思っております。

それでは、協議事項の第1点、岩手県文化芸術振興指針に基づく取組状況について、まず資料につきまして事務局から御説明をお願いいたします。

○菅原文化振興課文化芸術担当課長 それでは、お手元でございます資料1、岩手県文化芸術振興指針に基づく取組状況についてで御説明いたします。併せてお手元に配付しております冊子の指針の45ページを参照しながらご覧いただければと存じます。

指針では、取組の結果、5年後にどのような状態になることを目指すのか明らかにしております。指針では、現在よりも地域の方々が岩手の文化芸術の豊かさを実感し、その感銘が自らの文化芸術活動や支援活動につながり、さらには現在活躍されている方々の励みとなる社会風土が強まっていることを目指しております。また、豊かさを県内外の次世代の人たちに伝えることで地域の魅力が高まり、愛着が深まり、地域での支え合いの文化がより醸成されるとともに、地域外からの評価が高まり、地域振興につながっていくことが大切であるとしております。施策方向毎に5年で達成する目標を定めております。今回それらにつきまして、この期間内の取組につきましてどのような取組が行われたかについて取りまとめたのが資料1でございます。

それでは、資料に沿いながら、時間の関係もありまして主だったところにつきまして御説明申し上げます。

まず、1ページをごらんください。まず1点目、日常生活を豊かにする文化芸術情報の発信であります。これは、日常生活において活用できる岩手らしさにあふれた文化芸術情報の発信の実現などを始めとした情報発信に関することを中心としたところでございます。

目標としては5つ掲げております。まず、①ですが、「岩手の文化芸術情報に日常的に

触れる環境が整備されている」につきましては、県では「いわての文化情報大事典」を核として、広く文化芸術情報の発信に取り組みました。この4年間のホームページの訪問者数につきましては、着実に増加傾向にあります。また、自治体や文化芸術関係施設の広報誌、パンフレット、ラジオ、新聞、多様な方法で文化芸術情報が発信されております。

続きまして、②でございます。こちらは県民が選べる状態にあるという項目ですけれども、こちらについてはいわての文化情報大事典のホームページのアクセシビリティに対応するなど、リニューアル作業を行いました。民間におきましても文化芸術情報を一元的に発信するホームページが構築されるなど、地域の文化系活動を紹介する仕組みが多様化しているところでございます。

続きまして、③でございます。こちらは文化財、それらに込められた普遍的価値・理念等についての情報発信という観点でございます。これにつきましては、平成29年、県内にそれぞれ複数の文化遺産を一体的に情報発信するために、岩手県世界文化遺産関連ポータルサイト、そういうものの整備などを行って効果的に情報発信に努めたところでございます。

続きまして、飛びまして⑤番ですが、県内外の人に芸術の豊かさが認識され、評価が高まるという部分でございます。こちらにつきましては、平成27年に橋野鉄鉱山を含む明治日本の産業革命遺産が世界遺産に登録されたほか、平成30年には吉浜のスネカを含む来訪神、仮面・仮装の神々が県内2つ目のユネスコの無形文化遺産に登録された、そういうことがございました。

また、県の文化財指定件数が増加しておりますし、あと岩手県の観光統計、歴史・文化の入り込み数なのでございますが、一番下に記載のとおり増加傾向にあります。

続きまして、2ページをお開きください。こちらは文化芸術と県民との交流支援体制の整備でございます。こちらは文化芸術鑑賞活動のアドバイスを行う岩手県文化芸術コーディネーターの機能強化や若者等が多く参加する発表会の開催、人材育成など、そういう観点のものでございます。

①ですが、優れた芸術鑑賞のアドバイスが行われ、鑑賞の機会が増えているというところでございますが、こちらにつきましては平成27年に県内4広域圏に県で文化芸術コーディネーターを設置しました。平成28年度からは県北広域圏を二戸と久慈の2カ所の体制にするなど、相談体制の充実を図ったところでございます。相談件数については400件台で安定しているところでございます。

続きまして、②なのですが、各地域において文化芸術活動が活発化し、活動者が増えているかというところでございます。こちらについては、平成29年度から岩手芸術祭の総合フェスティバルの地方版となる地域連携イベントを実施しております。この間、気仙地区を皮切りに、去年は宮古、今年は久慈で実施してきているところでございます。地元の文化芸術団体から出演もありまして、地域における文化芸術活動に貢献しているところでございます。

また、県内の公立文化施設における催事数は全体としては増加しているほか、三陸国際芸術祭や、県南地域で行われているまつりフェス！など、地域における文化芸術の新たな動きも見られるところでございます。

続きまして、④ですが、文化芸術発表及び観賞の場と機会が様々な世代の住民に与えられているか、そういう観点でございます。こちらについては、本県の芸術活動の一大イベントである岩手芸術祭の来場者は増加傾向でございます。また、障がい者文化芸術祭も開催期間等を延長したことなどから来場者数が増えているところでございます。

2段目ですが、先ほど申し上げたまつりフェス！、若者文化祭、いしがきミュージックフェスティバルなど、そういう地域振興の取組も進んでいるという状況でございます。

続きまして（3）、3ページをお開きください。こちらは、豊かな創造性の涵養と文化芸術活動への支援でございます。こちらは、例えば幼少期から優れた文化芸術鑑賞機会の確保、県民がさらに文化芸術活動に参加しやすい環境の整備、そういう観点の施策のところでございます。

まず、①ですが、幼少期から優れた文化芸術を鑑賞・体験できる機会が増えているかというところでございます。こちらについては、文化庁、青少年文化センターなどによる保育園、幼稚園、小中学校などへの芸術家派遣などの実施により鑑賞の機会を確保しているところでございます。

また、中尊寺を会場に開催したレクイエム・コンサートに併せて、平成29年からコンサートのメンバーによる地域の児童生徒へのクリニックなどを実施するなど、優れた文化芸術体験をできる機会の創出に取り組んだところでございます。

続きまして、②でございます。学校における文化活動につきましては、ここに記載のとおり、合唱、吹奏楽、文芸、将棋、民俗芸能などの分野で全国的なコンクールに高校生が上位入賞するなど、高い評価を受けているところでございます。

また、③ですが、伝統文化の発表の場、後継者の育成という観点でございます。こちら

につきましては、県の民俗芸能フェスティバルの開催、北海道・東北ブロックの民俗芸能大会、そこに団体を派遣するなどにより発表の場を確保しております。また、県の民俗芸能フェスティバルでは高校生の枠というのを設けておりまして、若者の活躍の場を増やしているというところでございます。

続きまして、4ページに入ります。⑤「県民の様々な世代において、平泉の文化遺産に対する理解と関心が深まっている」という項目でございます。こちらにつきましては、平泉文化フォーラムなどの開催などによって情報発信の取組を進めているほか、世界遺産出前授業の実施等により理念・価値、そういうところの関心を高める取組を進めているところです。

⑥なのですが、こちらは沿岸被災地において文化芸術を通じた復旧・復興が進展しているかというところですが、こちらにつきましては震災により被災した活動団体に対する支援が進んでおり、活動環境が進展してきております。日本フィルハーモニー交響楽団や、先般行われました佐渡裕氏とスーパーキッズのオーケストラによる訪問コンサートの開催など、引き続き、復興支援のための文化芸術活動が行われているという状況でございます。

最後に、5ページにお進みください。4番ですが、文化芸術活動の担い手を支援するネットワークの形成というところでございます。こちらにつきましては、先ほどお話いたしました文化芸術コーディネーターが中心となったネットワークの形成、そういうような内容でございます。

こちらにつきましては、②文化芸術活動への社会の理解が深まり、より参加しやすい状況になっているか、というところでございますが、企業・事業所行動調査というのがありまして、その中の項目で従業員が行う文化芸術活動への支援を行っている事業所の割合という調査があるのですが、こちらのほうは2年に1回なのですが、前回調査よりは微増しているという状況でございます。

あと、続きまして③番と④番はまとめて記載させていただいておりますが、文化芸術活動が広く伝わっているか、多くの活動者がネットワークに参画しているかというような項目でございます。こちらにつきましては、ネットワーク会議を県内6カ所で開催しており、文化芸術団体に加えて多くの団体が参加して情報共有が進められております。また、先ほども申し上げましたが、芸術祭の地方版開催で地域の文化芸術団体、市町村との連携も進められております。

最後ですけれども、⑤番なのですが、文化芸術以外の分野の団体・活動者との協力・協

働による地域振興体制というところがございます。こちらにつきましては、希望郷いわて国体・希望郷いわて大会を始めとした観光・産業イベント等で文化芸術団体の活動、連携による事業が実施されているという内容でございます。

なお、6ページ以降ですが、御参考としてこれらの目指す姿を評価するときの評価項目と参考指標を取りまとめたものでございます。数値または定性的に状況を把握してきたところがございますけれども、こちらのほうは後ほどごらんいただければと思います。

説明は以上でございます。

○佐々木民夫会長 ありがとうございます。ただいまの取組状況につきまして、委員の皆様から御質問、御意見等ありましたらお願いいたします。

齋藤委員お願いします。

○齋藤桃子委員 いわて文化情報大事典に伴って、SNSの機能のことで質問というか、意見になるかと思うのですが、このリニューアルはとてもいいリニューアルだったわけで、フェイスブックは比較的情報更新が進んでいるかなというふうに拝見しているのですが、ツイッターとインスタグラムのアカウントも5月10日に多分おつくりになっていらっしゃると思うのですが、これについて全く更新がこの後進んでいないのではないかと、いうところをととても残念に思っていて、これはどなたか御担当者をつけないとうまくいかないのではないかと。私も当館の、自分の館のツイッターの担当をしているのですが、すごく手間のかかることだと思いつつやっているのですが、1人担当がいなくとも進んでいかないことではないだろうかというふうに思っております。ぜひ御検討をお願いします。

○佐々木民夫会長 今の現状とこれからの取組みたいな方向性、ございますか。

○菅原文化振興課文化芸術担当課長 御指摘ありがとうございます。現状としてはそのとおりでございます。今後どうやってうまく回していけるとかがすごく大事なところなので、そこをちょっと考えて取組を進めていきたいと思っています。ありがとうございます。

○佐々木民夫会長 そのほかに御質問、御意見。

では、田口委員お願いします。

○田口博子委員 済みません、質問です。5ページの②なのですが、企業・事業所行動調査というところで、従業者が行う文化芸術活動への支援というところなのですが、微増はしておりますが、具体的にはどのようなことが支援として行われているのか教えてく

ださい。

○佐々木民夫会長 それでは、御説明お願いいたします。

○菅原文化振興課文化芸術担当課長 アンケート調査の詳細を見ますと、アンケートで出てくる企業側の支援なのですけれども、勤務時間の短縮とか休暇の就業的な配慮、活動費用または物資の提供、発表会の開催とかイベントの支援、後援みたいなところをやっているとか、そういうところが挙がっているところでございます。

○田口博子委員 ありがとうございます。

○佐々木民夫会長 ほかにいかがでしょうか。

上田委員。

○上田吹黄委員 いわたの文化情報大事典の話題が出たので、私もちょっとのぞいてみまして、自分の特にかかわりの深いところで、建築物での文化財、生活文化の中における古民家、そういったものがどのように掲載されているかなというのをちょっとのぞいてみたのですが、全体の構成としてのリニューアルは非常にうまく組まれていると思いますが、その中身自体はこれからかなとは思いますが、生活文化にくくられた古民家のほうは直家、曲り家、2件ずつしかまだ掲載がなくて、非常に手薄だなというふうなことを感じましたので、先ほど齋藤委員からもありましたように、やはりその情報を埋めていく、そういった文化財を見出し、情報として掲載していくためには専門のスタッフが要するというようなお話がありましたけれども、そこを充実させていくためにはそういったことの御検討をお願いできればいいなというように、同じように感じましたので、よろしくをお願いいたします。

○佐々木民夫会長 はい。

○菅原文化振興課文化芸術担当課長 ありがとうございます。文化情報大事典は本当に問い合わせも多いところでありまして、しっかりつくっていかねばとは思っておりますので、本当に御意見ありがとうございます。

○佐々木民夫会長 ほかにいかがでしょうか。

本村委員お願いします。

○本村健太委員 前回の審議会のときに、岩手の大学からコーディネーター関連の人材育成がまだまだうまくいっていないのではないかという話がちょっとありましたけれども、岩手大学は歴史的には岩手県の人材と施設をいただきまして、国立にしたという経緯がありまして、岩手県に人材育成をする使命があると私自身はずっと思っております。これまで特美とか、それからその後の芸術文化課程、そして今の芸術文化専修プログラムと

いうふうに人材育成は続いているのですけれども、前回お話がありました、例えば県文化芸術コーディネーターですかね、正式に言うと。そういう仕事をするにはどうすればいいのか、具体的にはそういう職種、仕事をされている方なのかとか、例えば学生がそういう仕事をしたいと思ったときに、ではどこに就活して、どのように進めばいいのかとか、その辺の情報が全然なくて、アートマネジメント関係の授業もやっているのですけれども、学芸員の資格は博物館系と美術館系とまた一緒に出してはおりますけれども、その後の県で活躍するにはとといったところの情報がちょっと大学のほうで持っておりませんで、もしそのあたりで何かありましたら教えていただければと思います。

○佐々木民夫会長 今の質問に対してございますか。

○菅原文化振興課文化芸術担当課長 今のお話は、アートマネジメントとか勉強するような機会を設けられないかということですか。

○佐々木民夫会長 はい。

○本村健太委員 済みません、難しい質問だったかもしれません。例えば7ページですか、県文化芸術コーディネーターの活動実績が増えているかということなのですか、この県文化芸術コーディネーターという方とっていいのでしょうか、その方はどういうお仕事で、どういうふうになれば学生がそういうふうになれるのかとかですね。

○佐々木民夫会長 はい。

○菅原文化振興課文化芸術担当課長 ありがとうございます。まず、現状として御説明させていただきます。岩手県文化芸術コーディネーターにつきましては、県内4広域圏に5つの団体の方にお願いしているところでございます。まず、県央地区につきましては今日御出席いただいている坂田委員がいらっしゃるいわてアートサポートセンター、県南広域振興局ではNPO法人芸術工房、沿岸広域圏では岩手文化支援ネットワーク、県北地域では二戸市文化芸術協会、NPO法人やませデザイン会議、そこをお願いしているところで。そういうことで、NPO法人とかそういうところが多いという状況です。

○本村健太委員 ありがとうございます。ということは、こちらに書かれているNPO法人に勤めなければこの仕事はできないという形にはなりますよね。いろんな書き方あると思うのですが、済みません、大丈夫です。ありがとうございます。

○佐々木民夫会長 坂田委員から何か今後のことについてございますか。経験からいってもしありましたら。

○坂田裕一委員 何と答えたら。育成しろと言われても、なかなか難しいのかなと。

今大学のお話をなさったのですが、実は各コーディネーターと大学の連携というのは余りうまくいっていないのではないかなと自分でも思います。というのは、大学の文化芸術の関係者の先生方とお話しする機会というのが余りないのですね。本村先生とは現場を通じてちょっとあるのですけれども、それ以外の先生方とはほとんどないという状況とともに、あるいは学生が次の進路を文化芸術でどこに求めるかといった場合、逆に部分的にはコーディネーター、情報を持っていますが、全県的な文化芸術の人材が要求されている場所がどこにあるのかということについては、これはコーディネーターに限らず全県的に不足しているのではないかなというふうに思っています。とともに、私たちのほうは逆に文化芸術のコーディネートというか、プロデューサーができる人がいませんとか、東京とか様々なところでこういう展覧会をやりたいのだけれども、こういうコンサートをやりたいのだけれども、引き受けてくれる人がいますでしょうかというふうな問い合わせがあります。では、それはどこにどういう人材がいるのかということがなかなか把握し切れなところがあって、そういったところのネットワークの必要性は感じています。

以上です。

○佐々木民夫会長 ありがとうございます。

○田口博子委員 済みません、私は岩手大学の音楽科のほうにいますので、学生たちの進路としては教師になるというのが一番なのですが、全員がなれるわけではないので、やはり音楽に携わっているとそのまま音楽に携わる仕事をしたいと思っている学生も多くて、そうするとどういうところに就職したいかという、やっぱり県民会館のようなものとか、演奏会をする施設、それから公民館のようなところで文化に携われるようなところがないかというところを探して就職活動をしますが、県内ではなかなか見つけることができず、県外に行ったりしているという現状がありますので、やはりその辺も学生が、どうやって舞台裏で文化を支えていきたいという強い意思を持っている学生も多いのですが、なかなかそれが岩手の中で反映できていないのではないかなというのをちょっと感じています。

○佐々木民夫会長 ただいまの意見というか考え方、非常に大事なことだと思いますので、文化芸術の、単純に言うとアクターというのは誰なのかというふうなことで、少し幅広く見ていって、いわばこれから考えるときに、岩手における文化芸術の担い手というものを単なる演者、活動者ということをどう広げていくのか、あるいはそれに関わる情報というのは様々なあるので、どういうふうなことをなさっている人がいっぱいいるのかという

ことを文化情報大事典も含めて、県民の各界各層に広く浸透していくというふうな手立てが必要なのだろうと思っていますので、ありがたいことかと思っています。

なお、大学に関しては、国公立、私立関係なく、地域貢献ということは非常に目安になっておりますので、岩手県における5大学、さらに短期大学含めて、若手といいたいでしょうか、これからの次代を担う人たちが岩手の文化芸術にどう関わってくるのかという点もまた大事になってくるかと思っておりますので、その点もよろしくお願ひしたいと思っております。

ほかに何か御意見、御質問ございますでしょうか。

(「なし」の声)

○佐々木民夫会長 これにつきましては、次に進めていくところで、今までの5年間の振り返りの中でどこまでどうなったかというふうな状況を今報告ございましたから、それらをどう取り入れて、足りないところ、さらには新たなところをどうするかというところで、また再び問題として出てきた場合には御質問等を受ける形にして、次に進めていきたいと思っておりますが、よろしいでしょうか。

それでは、協議事項の第1点の取組状況については今の御報告で終了にしたいと思っております。

それでは、本日の一番大事なことで、冒頭に部長さんからもお話がありましたように、次期指針の骨子(案)についてというところで、①と②、これをまず事務局からまとめて御説明いただいた後、委員の皆様からいろんな御意見を承りたいと思っております。よろしくお願ひいたします。

○高橋文化振興課総括課長 それでは(2)、次期指針の骨子(案)につきまして、座りまして説明をさせていただきます。よろしくお願ひします。

まず初めに、お手元に資料2ということで、前回審議会におきます委員の皆様方からの主な意見と対応方向についてまとめさせていただいている資料をお配りしております。個別の施策内容につきましても様々ないただきましたのですが、施策内容以外の御意見をまずは1ページのほうでざっくり見ていただきつつ、対応方向につきまして御説明させていただければと思っております。

まず、御意見としまして1枠目になります。県民にいかにして県の文化芸術の方向性を共有していただくかということが大事というような御意見、こちらにつきましては今後指針冊子を作成していく、あるいは公表の仕方などについて検討させていただきたいというふうを考えております。

また、2 枠目のところになります。誰から見ても岩手ならではの先端的な取組が必要で
すとか、あとは下から 4 枠目になります映画や演劇といった岩手の特色となる文化はポイ
ントを置いてアピールすべき、あるいはその下、日本のトップクラスになるくらいの取組
をアール・ブリュットでやっていくなど、尖った取組ができればいいのではないかという
御意見をいただきました。これにつきましては、新指針の中で主な施策の方向の中に基本
的な施策と、それからもう一つ、重点的取組事項というような形で、2 つに整理させてい
ただきまして、この中で検討させていただければというふうに考えております。

また、4 枠目になります。文化芸術基本法の趣旨を踏まえていくことなどにつきまして
も、新指針のほうで盛り込んでいくということでございます。

また、真ん中のあたり、審議会以外にも課題毎に、より少ない人数で話し合っていくこ
とも必要ではないか、これにつきましてはこの後(3)のところでは地域毎に意見交換会、あ
るいは文化芸術団体等との意見交換会も予定しておりますので、こちらのほうで対応させ
ていただければというふうに考えております。

2 ページお開きいただければと思います。個別の施策内容としまして、項目の民俗芸能
ですとか障がい者芸術、活動支援、人材育成などについて御意見をいただいております。こ
ちらにつきましては御意見だけ紹介させていただきまして、今後の指針改訂作業の取組の
中で具体的に反映させていただきたいというふうに考えてございます。

まず、民俗芸能の 1 本目です。学校教育と伝承団体、地域の結びつきということが不可
欠というような御意見をいただきました。

また、障がい者芸術につきまして、4 枠目のあたり、自然豊かなところで障がい者の芸
術活動をいろんな形で活発化させていく、受け入れる場面、場所をつくり上げていくこと
に重点的に施策を講じるべき、こういった御意見をいただいております。

また、活動支援のところにつきましては、補助金の使い方、申請の仕方がわからないと
いう声が多く聞こえると、団体の支援を行ってほしいという御意見。

また、人材育成のところでは、田口先生、本村先生からも今ほど御意見いただきました
が、大学では文化芸術活動そのものを行うことのできる人材育成に取り組んでいると、県
と連携してそういった人材が他県に流れていかないよう、地元で活躍してくれるようとい
うような御意見もいただいております。こちらにつきましては、前回の審議会での御意見
につきまして主な意見の紹介と対応方向を御説明させていただきました。

引き続きまして、本日の本論ということになります。次期指針の骨子(案)の説明とい

うことで、資料3-1、資料3-2、資料4につきまして一括御説明させていただきます。

まず、お手元のほう、資料3-1、A3横判のもの1枚物になります。こちらのほうで現行の指針と新指針の比較表ということで、構成をざっくりとごらんいただければということで作った資料でございます。

まず、現行の指針です。岩手県文化芸術振興指針という名称ですが、新指針につきましては文化芸術推進指針ということで、「振興」を「推進」に変えたいというような案でお示しさせていただいております。こちらにつきましては、国におきまして文化芸術振興基本法が改正されまして、文化芸術基本法という名称になりましたということ、それから文化芸術推進基本計画というものを国のほうで策定しております。また、今期3期目の指針の策定ということになりますが、やはり振興という段階は1期、2期でまずは振興されてきたところではないかと、これを推進に向けて進めていくということでの名称変更を考えたものでございます。

それから、構成としましては現行Ⅰの1の指針改訂の趣旨等の中に、実は改訂の経緯と趣旨、下線引きありますけれども、こういったものも趣旨等の中に含まれておりまして、この中では指針策定後に生じた情勢等の変化など、結構なボリューム出しをしまして、Ⅰの中で盛り込まれておりましたので、新指針のほうではⅡとして、岩手の文化芸術を取り巻く情勢と現状認識ということで章を起こして、社会経済情勢等の変化、県や国の動き、施策の取組状況等々について改めて章立てでまとめてお示ししていくという構成でございます。

それから、現行Ⅱ岩手の文化芸術の特徴と振興の視点のところ、ここにつきましてはおおむね県の文化芸術振興基本条例の前文をそのまま引用しているような部分でもございますので、今回の新たな指針のほうにつきましては記載しないということで考えてございます。

また、新指針のⅢのところ、基本的方向性でございます。こちらのほうにつきましては、現行指針で矢印のもとになっておりますが、Ⅰの5のところの基本理念をこちらのほうの1のところの基本目標、2の基本理念で整理していくということ。また、3の各分野における目指す姿につきましても、現行指針Ⅲのところの対象とする文化芸術の範囲であります芸術・芸能分野、伝統文化分野、生活文化分野、こちらのほうをⅢの3のところ整理していくというようなつくりでございます。

なお、景観の部分につきましては、実は景観法に基づきまして岩手県景観計画というも

のをつくってございます。順次改訂しているようでございまして、直近平成30年4月1日から施行しているものでございますが、こちらのほうで目指すべき県の景観ですとか景観ガイドラインを示しておりますし、それから景観点検活動、協定の締結とか、優れた景観を残していくための取組、あるいは環境団体、市町村と連携して取り組むべき施策などにつきましても盛り込まれているというようなことでございますので、文化の指針からは今回は入れ込まないということに整理させていただきたいというところでございます。

それから、IVになります具体的な施策のところでございます。先ほどもちょっと御意見への対応方向ということで少し御説明させていただきました。1の基本的な施策ということで、現行の指針から若干施策の順番をちょっと変えてございます。皆様方からはいわて文化情報大事典は非常に大事だということをお話いただきましたが、文化芸術情報の発信につきましても新指針では1の(3)のところ十分に盛り込んでいきたいということでございます。まずは、岩手の特徴を生かした文化芸術の振興ということを施策の1本目として入れたいと。それから、2本目としまして、やはり県民が等しく鑑賞、参加、創造できる環境の整備ということ、3本目は情報発信、体制を構築するということが大事ということで、これを4本目というふうに考えてございます。

また、2の重点的取組事項でございます。こちらのほうにつきましても、新指針で今後特に5年間で成果を出していく取組として5項目を挙げさせていただくところでございます。こちらにつきましても基本的な施策にも取り組みつつ、5年間の中である程度の成果を出していきたいという項目として記載させていただいているものでございます。世界遺産の登録と活用推進、障がい者芸術活動の支援、民俗芸能の保存・伝承の支援、岩手県版アーツカウンシル体制の構築、それから岩手の特徴を生かした文化芸術交流の推進ということで、この5項目というふうに考えてございます。

また最後、Vの施策の評価のところでございます。現行の指針では、実施効果の評価につきましても定性的な記載ぶりというふうになってございますが、現在、県ではいわて県民計画ということで、新しい計画を策定しております。そういったことも踏まえながら、今回の新指針のほうでは指標をとることにつきましても検討させていただきたいということで、こちらについては具体的な施策の1と2の中で指標とするか、そういった形で盛り込ませていただきたい。ここのVの施策の評価の項目につきましても、毎年、文化芸術振興審議会等で施策の実施状況、進捗状況などにつきまして審議していただくことなどにつきまして記載する項目というふうに整理させていただきたいものでございます。

続きまして、資料の3-2は、本当に皆様にざっくり御紹介ということでごらんいただければと思います。今は柱立てにつきまして、新旧を御説明させていただきましたが、実際にどういった書きぶりになるかというようなことも少しかいつまんで御紹介させていただきたいと思います。

資料3-2、1ページでございます。ちょっと飛ばさせていただきますが、3のところになります指針の位置づけの欄でございます。前回、条例に基づき指針策定ということで記載しております。冒頭、御説明させていただきましたが、この指針につきましては新指針の中ではいわて県民計画に掲げる文化芸術の推進に関する総合的な方向性を定めるものということが1点。それから、文化芸術基本法、そして障がい者による文化芸術活動の推進に関する法律に規定する地方公共団体の計画であるということを謳っていくというようなものでございます。

4の指針の期間につきましては、現行と同じ5年間、来年度から令和6年度までの期間ということで想定しているものでございます。

開いていただきまして、2ページになります。Ⅱの岩手の文化芸術を取り巻く情勢と現状認識ということで、新たに章を起こしてこちらの方でまとめて記載させていただくというものでございます。1の社会経済情勢等の変化につきましては、今のところ想定してございますのが記載のとおり人口減少から東日本大震災津波からの進展の状況、世界遺産登録の進展等々でございます。

それから、2としまして県や国の動きということで、文化スポーツ部が平成29年度に新たに新設されましたこと、それからいわて県民計画の策定、国の文化芸術基本法、それから障がい者の文化芸術活動の推進に関する法律の成立などにつきまして記載する項目というふうに考えてございます。

3の施策の取組状況につきましては、現行指針の取組状況を記載させていただく項目。4の文化芸術に関する県民意識、こちらにつきましては希望郷いわてモニター調査をこの7月に実施しておりまして、文化芸術に関して県民の意識を調査しているものでございます。200名程度からの回答をいただいております、こちらのほうをまとめ、分析して記載する項目。また5の関係団体等の現況につきましては、先ほど少し御紹介させていただきました関係団体、市町村等との意見交換を踏まえて記載、整理させていただく項目というふうに考えてございます。

それから、Ⅲの2の基本理念のところでございます。こちらのほうは文化芸術方向の基

本理念なども踏まえながら、修正、追加、文言整理させていただくものでございます。特に（７）文化芸術の固有の意義と価値の尊重、あるいは観光、まちづくり、さまざまな分野との連携への配慮ということが新たに文化芸術基本法の中で盛り込まれましたので、そちらにつきましても新たに項目として入れ込みたいというものでございます。

また、３ページごらんいただければと思います。現行、各分野につきましても主な現状と課題、それから目指すべき姿、５年で達成すべき目標とその対策等々記載してございます。（２）の目指すべき理想の姿につきましては新指針、今のところ横置きのような形で同様に記載させていただいておりますが、目指すべき理想の姿につきましても皆様方から御意見をいただきたい箇所でございますので、よろしく願いいたします。

こういったつくりで芸術・芸能分野、それから伝統文化分野、そして４ページ開いていただきまして生活文化ということで、それぞれ目指すべき理想の姿などにつきましても御意見いただければというふうに考えてございます。

また、Ⅳの１、基本的な施策、こちらにつきましては（１）岩手の特徴を生かした文化芸術の振興ということで、昨今、策定されましたいわて県民計画も踏まえて整理させていただきまして、現在のところこういった施策を記載させていただいているようなものでございます。今は見出しのみの記載となっております、これについて具体的な取組内容を入れていくというようにつくりでございます。こちらにつきましても４本の柱の内容につきまして御意見いただければと考えております。

急ぎ足で恐縮でございます。６ページに飛ばさせていただきます。２の重点的取組事項でございます。先ほど御紹介しました成果を見せていきたい５本の項目ということで、こちらにつきましてもぶら下がる施策につきまして記載させていただいているところがございます。こういったつくりで新指針を考えているところでございます。こちらにつきましても御意見いただければというところがございます。

以上でございます。なお、資料４につきましては今のところ文言で記載できる部分につきまして肉づけをしまして、骨子案という形で皆様方にお配りしているものでございます。つくりとしましては、今ほど資料の３－１、３－２で御紹介させていただいたものを文章書きできる部分につきましてしているというようなものでございますので、説明は割愛させていただきます。

以上でございます。よろしく願いいたします。

○佐々木民夫会長 ありがとうございます。

ただいま資料に基づきまして御説明いただきました。これにつき委員の皆様から御質問、御意見等をお願いしたいと思っています。多岐にわたっておりますので、どこがどう、順番がどうということはございませんので、それぞれ事前にごらんいただいているかと思えますし、今の説明でも概要は御理解いただけたと思いますので、新しい形で改訂というよりもむしろ策定という形になりますよというところでございますので、従来の考え方とちよつと違って、より弾力性というか、より積極性を持ったような形になっているのかなと私など見ていますけれども、いかがでございましょうか。

では、坂田委員から。

○坂田裕一委員 本当に多岐にわたっていますので、どこからお話していいのかなという感じがあるのですが、特に今後5年間で重点的に取り組むことについて御質問をさせていただきます。基本的に今度の指針の改訂というのは、震災で大きく変わったというか、影響を受けた岩手の文化芸術をこの震災からどう新たな岩手の文化芸術に昇華させていくのかという前提がある中で、国の文化芸術基本法も大きくさま変わりをして、単なる好きだから文化芸術をやっているということではなく、社会の中で息づく文化芸術であるべきだということが大きな軸になっているのではないかなというふうに思います。

そういう中で、5年間の重点的取組なのですが、基本的には、ああ、そうなんだなということがありますが、1つ、この中で若干、「あれっ、これないの」というのがあるものですから、それについてお話をさせていただきます。

まず第一に、創造という視点でございます。岩手の岩手らしい文化芸術を盛り上げていこうというのが岩手の特色を生かした文化芸術交流の推進というのがあるのですが、発信ではないのですね。交流の推進であって、創造ではないですね。文化というのは創造があって初めて生きるものだというふうに思います。国の文化芸術基本法の趣旨に基づくいろんな国の助成制度を見ても、創造プログラムというのが一番先に来るのです。その創造プログラムということについて、これについてはないというのは、県としては創造しないというふうにも見れるのですね、残念。そこがぜひ変えてほしいところかな。つけ加えることは容易だと思うので、ぜひ加えてほしいなというふうに思います。

それから、最後のページにある(4)の岩手県版アーツカウンシルの構築というのは、これは非常に大きな期待を持っています。期待を持っているからこそ、たくさん議論していかなければいけないことかなというふうに思います。

まず、審議会でアーツカウンシルって一体何という議論が今までなかったように思うの

ですね。これ一度、アーツカウンシルは一体何という議論をさせていただかないと、委員の共通認識にはならないのではないかなというふうに考えます。それとともに、アーツカウンシルというのは人材育成であるとか、総合的なマネジメント、発掘、醸成、評価というものがいろいろと組み合わさって出てくるものだと思うのですが、岩手の文化芸術の現状を見ると、よく言われる課題として指導者難と後継者難というふうに言われます。でも、それは人口減、それから高齢化の中でいかんともしがたい問題ではあるのですね。それは、誰にとっての人材難なのか、後継者不足なのか、民俗芸能の人たちの課題なのか、あるいは音楽教室であるとか、美術教室の生徒が減ってきている、あるいは書道とか、そういうふうな生活文化の生徒が減っているから少なくなっていると言っているのか、その辺のことをきちんと踏まえなければ、単に人材養成といってもうまくいかないのではないかなというふうに思います。

それから、私もホールの運営をやっていたり、いろんなところでいろんな活動をサポートしているのですが、東京からこれでいいのと思うような団体が平気で学校鑑賞の現場に行っている例が多く見られます。安ければいいのか。あるいは、私としては岩手でもいろんな音楽家がきちんとまとまっていけば、いいコンサートを学校に回すことも可能になるのではないかと、そうすることによって音楽学校に行っただ生徒たちが岩手に戻ってきて、ちょっと隣の人の前で恐縮なのですが、コンサートを中心にやっていっても何とかなる人もふえてくるのではないかと。なぜ仙台フィルにいろんなところが頼らなければいけないのか、岩手でフィルハーモニーの楽団をきちんと養成していく。あるいは演劇も同じなのです、演劇でもものすごく優秀な方々が盛岡、あるいは岩手を出て東京で活躍しています。そういう人たちを呼んできて、アーティストインレジデンスで高める、そういった中で文化というものは岩手らしい文化と言われると思うのです。

そのためには、私は岩手県の公立文化施設の事業のあり方からやり直さなければいけないのではないかなというふうに思っています。というのは、従来からずっと岩手県の公立文化施設は鑑賞機会の増大というものを課題にして、いいものをたくさん呼んできて県民に見せる、それは間違いではないのです。正しいやり方なのですが、それだけが芸術文化なのか。指針の評価でも公立文化施設でどれだけの事業をやったかとか、そういうのが評価の対象になっていますけれども、やはり県内の公立文化施設においてもその県あるいは市町村なりの文化芸術を創造していく、そしてそれを市民、県民に還元できるような表現として高めていく、このことを大きな命題にしていくことが必要ではないかと思いま

す。それができると国際交流とか、観光増進とか、まちづくりとか、それから沿岸被災地からの文化芸術によるコミュニティーの推進であるとか、そういうことが達成されていくのではないかなというふうに思います。

そのことをお願いするとともに、先ほど本村先生からもお話があったとおり、私は総合的なアートマネジメントを学ぶ機会というのは非常に岩手では少ないのではないかなというふうに思います。これは何々大学に任せるというのではなくて、有識者が集まって、こういう機会をつくっていく。今県で県の文化振興事業団に委託して、文化芸術基盤整備事業をおやりになっているのですけれども、委託するのは構わないのですが、学校の先生とか我々のような人間が集まって、本当に必要なプログラムは何であるかということの議論がまだできていないですね。できていない中でアートマネジメント講座をやっても、それはプログラムを消化するだけになってしまいますので、アーツカウンシルに向けて岩手の文化芸術が今後5年間どうあるべきかという議論を踏まえた総合的なアートマネジメント講座を行い、人材育成をしていただければなというふうに思います。

以上です。

○佐々木民夫会長 ありがとうございます。大きくは2つの点で、まず創造というふうなキーワードというか、それをどう織り込んでいくのかということについての御意見でしたし、2つ目がアーツカウンシルというのが非常に方向性としていいけれども、それに絡みながら多様な形で岩手県における文化芸術の鑑賞機会であったり、あるいは何をもちつて文化芸術というふうな形で捉えていくのかという、かなりレベルが高いといひましようか、厄介な問題も含めているようすけれども。

事務局のほうから今のことで何かござひますか。

○高橋文化振興課総括課長 多岐にわたり御意見ありがとうございます。まさしく文化芸術基本法、創造ということを前文で一番最初にうたっているということもござひますが、御意見いただきましたとおり、そういったことも含めながらどういった形で盛り込んでいくか、また御意見いただいて、後ほど反映させていただければというふうにご考へております。

また、岩手県版アーツカウンシル、こちらもなかなかアーツカウンシル難しいテーマであるなと事務局のほうでも考へているところござひます。アーツカウンシルについて先行的に取り組んでいる、また形もさまざま全国でもあるのですけれども、幾つか先行的に取り組んでいる都道府県、市レベル等もござひますので、そういったあたり、去年まで、あ

るいは今年も先進地の取組状況なども少し文化振興事業団とも連携しながら取りまとめているところもございますので、そういったところもちょっと皆様方に提供しながら、ここは岩手県版というところにみそがあるのだと思っけていまして、それをどういう形で岩手県版として展開していくかというあたりに皆様方に情報提供しながら、一緒に考えていただく機会とさせていただければと考えております。次回以降にそういった情報提供をさせていただく機会を設けさせていただければと思います。ありがとうございました。よろしくお願ひいたします。

○佐々木民夫会長 では、板垣委員、お願ひします。

○板垣崇志委員 幾つか御意見申し上げたいと思います。

1つ、非常に大きなスケールでのお話で、恐らく今回の指針の中にどう盛り込むかという議論には当たらないかと思うものなのですが、県民の暮らしの中に芸術・文化情報が満ち溢れ、誇りとなっている状況を目指すといった際に、やはり文化というものの喜びを知っていて、求める人というのがもっとも裾野が広がっていくということが必要ではないかと思ひます。一部の文化芸術の愛好家というような方々、あるいはアーティストや実際に創造に携わる方々のものに限定的にあるうちは、やはりこの状況になかなか近づいていくということは難しい面があるのではないかなというふうに思ひます。いかにしたらば、本当に全ての県民にとって文化芸術というのは大切に、喜び、誇りに満ちたものとなるかと、そういった道筋というのを今後指針の改訂ですとか、そういったプロセスを経ながら、時間をかけて模索していく必要はあるのではないかなというふうに思ひます。恐らく今回200名ほどの方にモニタリングをしたという、そういった意向が具体的に見えてくる中でも、その手がかりなどがもしかしたら見えてくるのではないかなというふうに期待するところではあります。楽しみにしております。

もう一つ、坂田さんがおっしゃったアーツカウンシル、私も関心を持ちました。そして今、高橋課長のほうからお話があったように岩手版というところ、非常にいろんな可能性を秘めたものになるのではないかなと思ひます。さまざま先行の都道府県のアーツカウンシルの実践もありますが、それぞれやはり実践と模索がともにあるような中での、まだまだいろんなポテンシャルを秘めたものであろうかと思ひますので、この委員会の中でもさまざまな意見が交換される中で、本当に岩手版と言えるようなおもしろいアーツカウンシル、創造的なアーツカウンシルというのが誕生すればいいなというふうに期待します。この議論についても楽しみにしております。

もう一つ、障がい者の芸術活動という部分に関してなのですが、推進ということに当たって創造のための環境整備、それから人材育成といったことが非常に重要な要素であろうと思います。支援センターの設立も行われて、そのあたりの実践というのが大分進みつつあるところかなと思いますが、まだまだ恐らく実態としては障がいのある方々のそばにいる福祉関係者ですとか、そういう身近な第一線でその表現をサポートする方々の関心というのは、実際にはまだまだ広がり弱いのではないかなと思います。一部の方は非常に関心を強く持っているけれども、まだまだ広がっていないという実態があるかと思っています。このあたりもいかにして支援者になり得る人たちにそういった動機づけを行っていきけるかということは、実践的な取組の中で行っていく必要があるかと思っています。

もう一つ、推進ということと両輪になるのですが、ただ推進すればよいということではなく障がい者、特に知的な障がいのある方々の表現の発信や評価、あるいは販売といったことに関しては、やはり特殊な配慮というのが求められるであろうと思います。一般の文化芸術であればそれを創造する、つくり出す側の方々、それから受け手の方々との間で、お互い表現を社会的な資源として共有し、豊かな文化を形成していこうというような価値観を共有された中で行われていきますが、知的な障がいのある方々の場合はその共有がない、あるいは希薄である場合が多々あります。その中で十分な作者の方の、しかもかすかな意思表示といったものをどうやって斟酌して、それを尊重していくかということも具体的に指針の中に盛り込まれないと、これは福祉の現場でもよくあることではあるのですが、パターンリズムと言われるような、あなたが決められないのであれば私が決めましょうという、よかれよかれで、当事者不在で物事が進められていくという事態は文化芸術の中でも十分起こり得るだろうと思います。まず確実に起こるだろうと思います。ですので、そこに対する指針を示されてしかるべきだろうというふうに思うところです。

以上です。ありがとうございます。

○佐々木民夫会長 ありがとうございます。方向性について理解していただいた上で、これからの進め具合に対しての期待というか、課題ということを挙げていただいたと思いますけれども、今の段階で高橋課長から何かございますか。

○高橋文化振興課総括課長 御意見ありがとうございました。特に障がい者の、知的障がいのある方々の作品の販売ですとか、そういった作品を皆様方へ見せていく、出していくというような部分につきましても、それは本当に丁寧に対応していく部分であって、指針にもその辺を十分に、慎重に記載していく部分だというふうに考えておりますし、そうい

ったこともございまして、県のほうでことしの3月に障がい者文化芸術作品における作家の権利保護に関する指針というものを策定しております。こういった指針につきましても障がい者芸術活動支援センターのほうとも連携しながら、具体の取組とすれば地域で研修会を開催したりとか、こういった支援ができるかというようなところを十分に慎重に、こういったことも指針の中に盛り込みながらと考えておりますので、よろしく願いいたします。

○佐々木民夫会長 本村委員、お願いいたします。

○本村健太委員 済みません、今の障がい者芸術活動の支援につきまして、板垣委員が専門家なので、これから十分にいろんな御意見を伺いながらということが一番大事かと思えますけれども、今著作権等の法的な立場からの権利保護とかありましたけれども、そういったものとはまた別に、個人個人といたしますか、個々の評価をしていくというのがやっぱり大事というのは板垣委員の言わんとするところかなと思っておりまして、これを決めたからこのルールに従ってということではなくて、それはそれでありつつも、やはり個人個人の状況に応じた対応をしていかなければいけないということで、ただこれは本当にデリケートな問題なのですけれども、デリケートだから進めていかないというのではなくて、これを含めて課題として、より一層取り組んでいくということで、この問題を日本のトップレベルに行くぐらいの力になっていくような、世界に向けての発信とか、そこを目指しつつ、デリケートなところをちゃんとやっていくという方向でしっかり取り組むというのが一番いいかなと思って、応援しております。ありがとうございます。

○佐々木民夫会長 では、上田委員お願いします。

○上田吹黄委員 新しい文化芸術推進指針のほうに変わって、取り扱う分野の中から景観という項目が取り除かれたという説明をいただいて、大変危惧しております。といいますのは、岩手県の文化芸術推進ということで、岩手県の特徴を一番押し出していきべき施策の中で、景観というのは岩手県固有の景観の中に本当に地域の固有の暮らし、文化、食文化、それから景観の中にたたずむ民家でありますとか、暮らしを支えるための地域の生業といったものが密接にかかわって景観が形づくられているというときに、この景観を文化として取り扱う項目から除かれたということを説明を受けて、一番岩手らしさを生かした文化行政をやっていく上で、そのことは私としては大丈夫だろうか。全国どこでもあるような文化行政であって、岩手ならではの文化行政を進められないという、右倣え、どこの県でも、みたいな形になってしまわないかなということを今説明を聞いて大変びっくり

して、危惧しているところです。

あとの説明の中に観光やまちづくり、その他の産業、教育といった他分野との連携も配慮していきますよというふうにはあるのですけれども、景観というものを一つ扱うとしても、非常に課題も広大なので、やはり景観を扱うのが、都市景観といいますか、景観計画と景観計画ガイドラインの中で取り扱うといった場合に、扱う部署というのが都市計画みたいな部署になってしまう、そこに文化の視点があるかどうかといったときに、ちょっとその辺は手薄になってしまうと思うので、もし抜くとすればそこに配慮した連携が密に行われなければならないと感じました。その辺をちょっともう一度見直していただけたらいいかなというふうに感じました。

○佐々木民夫会長 今景観のことについてですけれども、ございますか。

では、熊谷委員から。

○熊谷常正委員 今の上田委員のお考え方に全く賛成なのですけれども、御案内のように景観というのが現在の計画の中に入っておりますのは、恐らく平泉の文化的景観を受けてのものだったろうと思います。しかし、それがリセットされてしまいましたので、こういう扱い、あるいは今指摘がありましたように都市計画の中での景観というのがあるのということなのですが、実は文化財の中には文化的景観というのがあるのですね。この文化的景観は、今上田委員も指摘なさったように各市町村が実施いたします歴史文化基本構想、あるいは歴史風致計画、まちづくり法と関連して、今後の文化財の活用の非常に重要なものに、まさに柱になりつつあります。そういった意味で、景観を除くというのは、あるいはもう少し広く考えると、環境とか景観というのはやはり歴史文化、生活文化を育んできたベースになるものであると、そしてそれを守り活用していくというのが必要なのだというのが文化的景観の設置に当たってのポイントでしたので、そうしたところをやっぱりもう一度見直していただきたいと思います。

同じような感じで申し上げますと、重点的取組事項の中に世界遺産の登録と活用推進というのがあるのですが、考えてみますと登録は我が国がやるものではなくて、登録そのものはユネスコが行うわけでありまして、世界遺産の登録に向けた取組とかなんとかというふうに、やはりもう少しきちんと整理すべきだろうと思います。余りにも世界遺産を中心にした文化財の活用というのに特化してしまっている嫌いがないかという気がいたします。少なくとも岩手県内には世界遺産よりはもっと多数の国指定、県指定、市町村指定の文化財があり、それぞれの文化財について地域でさまざまな取組が行われているわけであ

りますから、その辺を拾うようなこと、それを一つの柱にするようなことが必要なのではないか。この4月から施行されました改正文化財保護法の中でもそれがうたわれていることですので、その辺の文化財の活用ということ、広い意味で言えば地域計画を策定し、それが文化庁から認定されることによって、登録文化財の申請制度ができるというような新しい時代を迎えまして、まさに文化財戦略が市長部局も含めて地方公共団体の大きな柱に変わってきたわけでありますから、その辺を少し盛り込んでいただければと思います。

○佐々木民夫会長 坂田委員から。

○坂田裕一委員 上田委員さんと熊谷委員さんに賛成します。特に伝建地区と言われる伝統的建築物の集合何だかんだかという事業がありますね。あれも国のいろんな省庁と一緒にやってるものですので、やはり景観計画は景観計画なのだというふうに、それは他の部署だからということではなくて、文化というくくりでお願いをしたいなと思います。

ジャンルについて、これちょっとだけ熊谷先生にお聞きしたいのですけれども、この中に妖怪文化って出てくるのですね。非常に違和感を感じていて、県の計画にあるらしいのですが、妖怪文化って一体誰がどこで認知したのだということがあって、それは伝承とか伝説文化ならわかるのですが、ちょっとその辺の御意見を伺いたいなと思っています。

○熊谷常正委員 これは私よりも佐々木先生のほうが詳しいかと思うのですが、坂田委員御指摘のとおり、資料3-1に記載されております新規で太ゴシックで書いてある中で、世界遺産、民俗芸能、その後にマンガ・妖怪文化と書いてあります。余りにも即物的過ぎるのではないかと。今おっしゃったような、まさに民間伝承の中で、あるいは地方振興の中で、あるいは人々のイメージの中で培われてきたというような形にしないと。では、妖怪文化って何なのと言われたときに答えられないのではないかと思うのですね。これはもう委員長に御説明していただきたい。

○佐々木民夫会長 妖怪文化というのは、妖怪は妖怪だけですけども、それを文化という広い概念の中でどう捉えていくのかと。例えば今熊谷委員が話したように伝承としてある何かがあった場合に、地域で、あるいは広域の中でいろんな形で文化として取り込んだり、それがどう裾野を広げているのかと、そういう大きな目で見たいこうというのが多分マンガも含めて、マンガというのはピンポイントで、これはマンガ・・・だけですし、アニメはアニメですけども、そこを取り巻くさまざまなものが動いていると。だから、先

ほどから委員の皆様がお話になっている個別のものを含めて、文化の多様性という裾広がり、実は私が申し上げるまでもなく、景観も含めて、文化というものと個別の事象みたいなものをどう切り分けるのか、あるいはリンクさせていくのかと、ここは難しいところだと思うのですね。そういうところをどう次の施策の中で捉えていくのかということであると思うのです。

それから、ちょっと一言だけ。景観も、実は皆さんのお手元にありますように改訂版の23ページ、24ページのところで景観のところについて触れておりまして、前々から景観というものと文化というのをどう切り分けていったらいいのか、どう重ね合わせて持っていたらいいのかというところが課題としてありましたし、これはどこの県でも市町村でも、景観というのをどういう文化行政に取り込むのか、それとも保全、保護という形でのそちらのほうにシフトさせて別にしていくのかというところが悩ましく、苦勞しているところのようです。ですから、これは先ほど熊谷委員が言ったようにまさに文化的な景観というふうな位置づけもありますので、どう取り込むのか。あるいは今の資料3-1の中でも、それをどう別な中で文言化していくのかというところだろうと思うのです。多分今話しているのは、景観というのは一切別にしましたよというふうな印象、印象とはそういうものではないだろうと、それは取り込みながら新しい施策の中でどう位置づけていくのか、そういう意味だったら妖怪文化というのは確かに言葉で見るとドッキリするかもしれませんが、今実は言葉というのは何とか文化っていろんな形でつけてしまうと出てくるわけですね。それをどう今回の指針の中に取り込んでいくのかと。先ほどから出ているように、岩手らしさみたいなものをそこにどうつけていくのかというところはこれから委員の皆さんたちと一緒に考えていくことなのかなと思っております。ちょっと口幅ったい言い方で失礼しました。

では、高橋委員お願いします。

○高橋嘉行委員 済みません、初めてなので、ちゃんとした話ができるかという部分もありますけれども、資料3-1なのですけれども、これは新指針のほうと現行指針を柱立ていろいろ考えて、うまく整理したなというように思います。

ただ、その中で、先ほど坂田先生からの発言はあったのだけれども、今度の指針と前回の指針と大きい違いは、条例を策定したときと大きく違うのは、やっぱり東日本大震災津波と、それから人口減少というのが、これが岩手にとっての大きな脅威としてクローズアップされてきているのではないかなというように思います。そしてまた一方では、文化と

というのは岩手の魅力をつくっていく、これまでの長い歴史の中で積み上げられたものがあるので、そういう力を岩手の未来に活用していくという、そして育てていくというメッセージというものを最初の指針策定の趣旨、そのところではっきり、ぼしっと言うのが必要でないかなと思うのです。次のところの岩手の文化芸術を取り巻く情勢と現状認識というところには人口減少とあるのだけれども、最初の頭のところで、こういうことでこの指針があるのですよということを行ったほうがいいのかないかなというのをまず第1点感じました。

それから、先ほどお話ありましたアーツカウンシルの関係もありますけれども、県の文化振興事業団もその中で大きな責任があると思っています。県と一緒にあって、そしてまた審議会の委員の皆さんからの御意見等もお伺いしつつ、また新しい分野ですので、これはいろんな意見を多く受ける場所、大変なところはもちろんあるのだけれども、新しい分野だからいろんなアドバイスをいただくというようなことで、それが自分たちの力になるような気持ちでやっていけばいいのかなと。

ただ一方、特に伝統芸能を例に挙げますと、まさに自分たちの好きなように、そしてまた自分たちのルールがあって主体的にやっているという、それによって魅力をつくってきた分野というのも多々あると思うのです。伝統芸能に限らないですけども、そういう人たちに余計なことをやるというような、そこを嫌がる人たちも現にいるのもそうだし、それから我々文化振興事業団もそうだし、市町村の文化施設もそうだし、今でも舞台芸術なんかの鑑賞機会を提供するという、そういうのにはなっているのだけれども、これからの時代、何をやったらいいのかというようなことを悩んでいる人たち、それからあといろいろな思いの人たち、県民の中には多くいると思うのですよね。そういう中で、求められた人に適切なアドバイスなり支援なり、そういうのを行える拠点となるのがアーツカウンシルだというようなことだと思うのですけれども、その辺を具体的に動かしていく、その辺みんなで一緒に考えていけばいいのかなと思うので、当審議会でもいろいろお話をいただければいいのかなというように思っています。

それから、本当に細かい話になるのですが、資料3-2、1ページの下3に指針の位置づけとありますよね。そこでいわて県民計画（2019～2028）、これは長期的な計画だからいいのだけれども、この指針は総合的かつ長期的な方向を記述していますが、長期的ではないのではないか。むしろこれは令和2年から6年まで5年間のことだと、ここがちよっと違うかもしれないですね。

以上です。

○佐々木民夫会長 ありがとうございます。

五日市委員に今までの話、もう一つ、人材育成とか後継者云々ということで、高文連の関係もありますけれども、その点で何か意見ございましたらお願いしたいと思います。

○五日市健委員 高文連の立場から話題提供しながらお話ししたいと思います。

3つほどお話しします。1つ目は「交流」ということです。おかげさまで今年の全国の高総文祭は佐賀県で行われました。開会式に続いて佐賀県と次の開催県である高知県の生徒がステージに出て、やりとりしながら交流する、そして次のステージではオランダ、韓国、中国からきた高校生がパフォーマンスやるのですね。その後には、佐賀県のピックアップされた生徒が1年がかりで仕上げてきた演劇が行われ拍手喝采でした。また、その前日には韓国の高校生を連れてきた大人の人たちとレセプションをしました。ちょっと国際情勢の不穏な感じが立ちこめていて、来ないかもしれないと思ったのですが、実際に来て生徒同士が交流を持ち、大人同士も交流を持ち、やっぱり文化交流というのは大事なんだなということを改めて認識したのです。部門は全部で23。全国47都道府県から高校生が集まり、そして発表し合ったり意見の交換をする。おそらく岩手県の子供の大半は飛行機に初めて乗って九州の佐賀を訪れました。そこに何日か滞在してそのものに触れてくる。これが交流ですね、若者には限りませんが、文化って、内側だけでこうだよ、というのも大事なわけだけれども、外と接して、やっぱりうちの文化はこうだよという視点をぜひ持ってほしいので、どこかで「交流」というキーワード、「文化を通じた交流による発展」、そういう言葉があればいいかなと思った次第です。

それから、文化財関係です。ユネスコの世界遺産ですけれども、今度、北海道・北東北の縄文遺跡群ということで登録されればいいなと思っています。私は専門家ではないのですが、古代の部分が登録されて、そして平泉は平安ですよ。橋野鉄鉦山は近代の黎明期ということで、バランスがいいかなと思っています。そうすると足りないのは、中世（鎌倉、室町）になりますか。

話が変わりますが、重要無形民俗文化財にも触れます。

例えば、スネカのことを言えば、時間がたつと、観光地としては生き残るのでしょうけれども、文化を伝えるという意味合いが薄れてくるのが心配です。今やっている小学生、中学生、高校生に対する出前授業というのに力を入れて継続していただきたいと思っています。大人はいつまでも同じですけれども、子供たちは変わっていきます。例えば、盛岡の小中学生に平泉を知っていますかと尋ねても学校で習わない限りは知りませんので、これは本当

に息長く継続した形で教育の中に組み込んでいただきたいと思います。

3つ目です。先ほど高橋委員さんがおっしゃいましたが、東日本大震災の記録とか、教訓の伝承についてです。岩手の復興だよりも毎月出ていまして、先ほど見たら152号まで来ています。これは本当にすごい取組だと思います。例えば阪神・淡路大震災は1995年に発災し、そして神戸は一括集中して物すごい施設をつくりましたよね、「人と防災未来センター」というのを7年目、8年目に完成しました。ちょうど今の私たちのタイミングですね。そこは情報を一か所に集中し、発信し、今でも修学旅行をはじめ、かなりの人間が訪れる。そこに行くのと体験学習ができるのです。それに対して岩手県は北からいくと宮古、山田、大槌、釜石、大船渡、陸前高田といったようにそれぞれの自治体が伝承するための施設をつくっています。これ自体、私がどうこう意見はないのですけれども、一つには慰霊というか、鎮魂という意味の施設であり、一つは伝承のためなのですが、あと2年たち、国や政府からの復興創生期間が終わり、そうするとどうなるのかな。そうすると、あとは自治体に任せて継続して頑張ってやってねとなるのか、県でまとまった施設はないので、逆に県がそれを統合した状態で、岩手県外というか、被災3県以外に対する発信というか、そういうものをどこかはやらなければならないのだろうなというふうに思っています。やっぱり東日本大震災のことについて継承するのも岩手県としては文化の一部にはなるのではないかなと思います。

以上です。

○佐々木民夫会長 ありがとうございます。ほかいかがでしょうか。

では、本村委員。

○本村健太委員 委員の皆様のいろんな御意見を伺いながら、思うところといいますか。これ5年間で県がこれからどうしていくか、指針をつくるということなので、それぞれの委員の方々の背景で入れていただきたいというものがいっぱいあると思うのですけれども、私たちもいろいろあるといえばあるのですが、ただ5年間で結果を出すものでないと、ただのテキストになってしまうというか、ここに書いてあるものをちゃんと実行できるものになっていないといけないと思うのですよね。例えば景観については世界遺産とか文化財関連では何となくわかるのですけれども、一般的な景観の都市景観とかっていつてしまうと5年間で何をどうするのかという具体的ところが実は見えてこないのかなと。大事だというのはわかります。ただ、実際何をすればいいのかというのがちょっとわからないところがあるなということです。

こういう中で、6ページの5番目には岩手の特徴を生かした文化芸術交流の推進ということがあるので、今の委員の交流に関してはこのあたりに入れていくことができるのかなと思うのですが、妖怪文化は例えば座敷わらしとか、それから遠野物語、水木しげ先生が描かれたものとか、そういうのはすぐ思い浮かべることはできるのではないかと。宮沢賢治のイーハトーブの世界観とともに、県外に岩手県の文化を発信するものであるというふうに私自身は捉えているところがあります。なので、何となくイメージは掴めますけれども、いろんな意義あるものはたくさんあるのですけれども、実際できるかどうかというのが一つの指標として考えておかないといけないのかなと、それがちょっと感じました。ありがとうございます。

○佐々木民夫会長 ありがとうございます。私のほうからちっと4点ぐらい、委員の一人として。

1つは、委員の皆様の意見と同じことですが、名称が「振興」から「推進」になるというのは非常にいいことだと思いますけれども、多分、熊谷委員が最初、あるいは高橋委員がおっしゃったことですが、最初のときに国の計画の名前が「推進」になったからという説明ではなくて、平成20年から行ってきて、過去5年間どういう取組をしていて、何を課題として県が捉えていて、だから今度は国の計画と合わせるのだけれども、推進というタームでもってどういう形にするかと。やっぱりこれは明確に示しておくということが必要だと思うのです。今、話があったように、振興というのはある意味抽象性があって、どういう状態かが課題。今度の推進は、いわばまさに今皆さんが言ったアクションプランとして成果という言葉が2度3度出てきました。これは大事なんでしょうけれども、振興から推進へ、岩手県が現状の段階で文化芸術をどう持っていこうとしていくのか、背景も含めて今日も説明ありましたけれども、わかりやすく県民に示していくということが必要なのかなと、これがまず1点目でございます。

それから、今と係るのですけれども、2番目としては当然アクションとなれば成果となりますが、行政課題というものと文化芸術の課題というものの温度差と言いませんけれども、行政でのハード的なものでの定量的な数値目標への達成を5年間でどうするかというロードマップ云々よりも、文化芸術というのはある意味では捉えにくい面もあつたりとか、人によってみんなさまざまな価値と評価の仕方がありますから、それをどう捉えていくかというところをうまく整理しながら、あくまでも文化芸術のものとしての計画といたしましょうか、推進でやっていただいているのかなと。先ほど話で、昨年度の委員の人たち

には皆さん御意見いただいたようですけれども、いわて県民計画の中がきちんとできていて、それを資料3-1なんかもこれに基づきますよということだけれども、それはそれとして、文化芸術としての側面から見たときにどう持っていくのかという切り口も必要なかなど。でないと、いわて県民計画で各種にうたわれているのを今度の計画にはめ込みましたよという印象は、そんなことは考えていないでしょうけれども、それはやっぱり避けたいのでなからうかなというふうに思っております。

3番目は、地域振興との関わりについてです。広域な岩手において県南地域の文化と例えば県北のそれとは違いがあるかと思いますが、それらを岩手の文化芸術としてどのような形で連絡・連携をとっていったらいいのか。例えば、世界遺産の平泉を、県内外からの観光客を、沿岸・県北地区とどう繋げていくべきか、文化芸術の推進、そこに地域振興という側面をどう盛り込んでいったらいいのかといった切り口をもって組み立てていくという点も大事になってくるかと思えます。広域な岩手のこれからの地域振興というのを、文化芸術の観点から整理し見直してみることも必要だろうと思えます。

4番目は、いままでのと関わってきますが、これからの新たな指針の策定に当たっては、新たな指針、項目がどうして出てくるのか、なぜここにあるのかがよくわかるように、これまでの文化芸術振興の様々な施策・取組を整理し踏まえて、今までの流れ、あるいは背景をきちんと押さえて、その流れ・背景から説明していくことが大事になってくるかと思えます。事務局の皆さん、よろしくお願いします。

○佐々木民夫会長 以上で議事は終了となります。ありがとうございました。それでは、進行を事務局にお返しします。

○菅原文化振興課文化芸術担当課長 委員の皆様、御審議ありがとうございました。「7その他」でございますが、事務局からは特段ございませんが、委員の皆様から、この際、何かございますか。

委員の皆様、長時間にわたる御審議ありがとうございました。次回の審議会の日程についてですが、11月19日（火）頃に予定してございます。後日改めて、日程調整の連絡をさせていただきます。それでは、本日の審議会はこれもちまして閉会といたします。本日はありがとうございました。